

市・県民税申告と確定申告の準備はお早めに

【問合せ】税務課 市民税係

☎773-6668

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)
所得税の確定申告書は自分で作成しましょう

確定申告は、1月1日～12月31日の1年間に生じたすべての所得金額と、それに対する所得税を計算して、自発的に申告する制度です。

確定申告書の3つの作成方法 手書き用の確定申告書

1月下旬から、税務課、大和・塩沢市民センターに用意します。

e-Tax(国税電子申告)

2つの方式でパソコン・スマートフォンから電子申告ができます。添付書類の省略や還付手続きが早いなどの利点があります。

①マイナンバー方式

マイナンバーカードとICカードリーダーライタを用いて申告

②ID・パスワード方式

事前に税務署で発行したe-TaxのID・パスワードを入力して申告(マイナンバーカードは不要)

国税庁ウェブサイト

インターネットに接続があるパソコンとプリンターがあれば、「確定申告書等作成コーナー」を検索し、

手順に従って確定申告書を作成・印刷できます。(1月上旬から)ウェブサイトでの作成の利点

- ・e-Taxと違い、ICカードリーダー、ID・パスワードが不要
- ・ウェブサイトの手順に従い入力すると、所得金額や税額が自動計算されるため、入力漏れやミスを防げる

- ・収支内訳書や決算書の作成も可能
- ・申告相談会場に行く必要がない

確定申告書の提出方法

作成した確定申告書と源泉徴収票、各種控除資料、収支内訳書などの添付書類を封筒に入れ、提出してください。また、マイナンバーを証明する書類と身元確認書類(運転免許証など)の写しが必要です。

提出場所

小千谷税務署(郵送可)、税務課、大和・塩沢市民センター、市民会館多目的ホール(市の申告相談会場)
※還付申告のみ、小千谷税務署で受け付けます

市・県民税申告書

市報2月1日号と同時に全戸配布するほか、税務課と大和・塩沢市民センターに用意します。

収支内訳書などの書き方相談

農業・営業・不動産所得の収支内訳書、医療費控除の明細書の書き方、

減価償却費の計算などの相談に応じます。

受付

税務課、大和・塩沢市民センター
期間 1月16日(水)～2月15日(金)

市・県民税申告と確定申告の相談会開催

市・県民税申告書や、確定申告書の作成が難しい人を対象に、相談会を開催します。必要書類を早めにご準備ください。

会場 市民会館1階多目的ホール
期間 2月18日(月)～3月15日(金)

※土・日曜は除く

受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

休日相談 2月24日(日)、3月10日(日)

受付時間 午前9時～11時

事前相談会

高齢者などで、市民会館に自力で行くことが難しい人を対象に、事前の申告書作成相談会を行います。

日時 2月6日(水)、7日(木)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

会場 大和・塩沢市民センター

間違った多い事例

- ・年末調整時に扶養を申告し、源泉徴収票にその記載があっても確定申告書に未記入の場合は、扶養が取り消されます。確定申告書にも扶養をご記入ください。(年末調

整後、市・県民税申告を行う場合も同様)

- ・被扶養者は、1人の扶養にしきれません。家族間で重複がないように申告してください。

市が相談に応じられないもの

- ・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の1年目の申告
- ・株式の譲渡所得など(損失繰越を含む)の申告
- ・土地建物などの譲渡所得の申告(公共事業で市や県に売却した場合のみは受付可)

- ・先物取引に係る雑所得などの申告
- ・仮想通貨に係る雑所得などの申告
- ・青色申告決算書の書き方の相談
- ・青色申告(確定申告)
- ・平成29年分以前の過去の申告

※複雑な計算などが必要なため、市の申告相談会場では相談に応じることができません。税務署か、税理士(有料)にご相談ください(記載済みの確定申告書の提出は可)

お詫び

市報11月1日号6ページの「白色・青色決算説明会」で「青色申告を含む確定申告書」と誤解を招きやすい表現になっていました。お詫びいたします。青色申告を含まない給与や年金、白色などの申告は例年どおり受け付けします。